

## 第51回秋田県保育研究大会 大会参加・宿泊・昼食のご案内

◆開催期日 令和5年6月2日(金)

～開催場所 鹿角市文化の杜交流館 コモッセ～

「第51回秋田県保育研究大会 大会参加・宿泊・昼食」のご案内を申し上げます。本大会への申込手配に関しましては、近畿日本ツーリスト（株）秋田支店が担当させていただきますので宜しくお願い申し上げます。参加者名、参加人員の把握、宿泊の円滑な運営管理により本大会を成功させたいと存じますので、下記ご案内事項につきましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

### (1) 参加申込方法

大会参加につきましては、下記 URL より申込ページへアクセスしていただき、申し込み内容をご入力ください。

● 申込期間：令和5年3月17日(金)～令和5年4月14日(金)

#### 【STEP1】

秋田県保育協議会 HP 内の【第51回秋田県保育研究大会 お申込みはこちら】、又は下記 URL 申込ページよりアクセスください。

お申込みサイト：<https://gtc2.knt.co.jp/kntfront/convention/CON00010.xhtml?t=T2000457365>

#### 【STEP2】

「新規申込」をクリック後、「コース」の選択、「参加費(一般/役割担当あり)」を選択し、「施設情報及び参加代表者情報入力」ページにて必要事項をご登録願います。

以降、画面の推移順に進めていくと、申込が完了いたします。

申込後に noreply\_gtc2@or.knt.co.jp というメールアドレスから、ご登録いただいたメールアドレス宛に登録完了メールが届きます。(マイページの URL が記載されております)

第51回秋田県保育研究大会



※このメールアドレス (noreply\_gtc2@or.knt.co.jp) へご返信頂きましたも対応いたしかねます。

お申込みいただく前に上記メールアドレスからのメールを受信できるよう、ご利用いただいているプロバイダの受信設定をお願いいたします。受信設定につきましてはこちらでは対応できませんのでご了承ください。

※ご入力いただいた「ユーザーID」と「パスワード」はご自身で管理ください。

#### 【STEP3】

登録内容の確認・変更・取消をされる場合、4月21日(金) 17:30まではマイページからお手続きください。

ログインする際には、初回申込時に登録された E-mail アドレス (又は任意で設定される ID) とパスワードが必要になります。

※予約内容の変更・取消しについて

4月21日(金)17:30以降の変更及び取消しは、FAXにてご連絡下さい。  
尚、トラブルの原因となりますのでお電話でのご変更・取消しは受付致しませんので  
ご了承下さい。

※ご参加頂く分科会につきましては5月19日(金)頃までに決定いたします。  
決定後、メールにて参加代表者様へお知らせいたしますのでマイページにてご確認ください。

**(2) 参加費について(旅行契約には該当しません)**

お一人様 4,000円

4月21日(金)以降の取消しにつきましては、後日資料をお送りし、返金は致しません。  
予めご了承下さい。

**(3) 昼食について(旅行契約には該当しません)**

●6月2日(金) 昼食弁当代 一食1,100円(お茶は付きません)

- ・お弁当の事前予約販売をさせていただきます。当日、分科会会場にてお渡し予定です。  
お弁当引換券はございません。当日受付にてお渡しする名札を、お弁当引き渡し時にご提示ください。

※当日の申込はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

**(4) 宿泊について(募集型企画旅行契約)**

- ・宿泊設定日：令和5年6月1日(木)宿泊 ※大会前日の宿泊となります。

・日程表

スケジュール	日程	
	1日目	宿泊ホテル(泊) ※各自チェックインしてください。
	2日目	宿泊ホテル(発) ※各自チェックアウトしてください。

【食事回数】1泊朝食付・・・朝1回

1泊食事なし・・・食事なし

- ・旅行代金：下記お一人様一泊当たりの旅行代金です。
- ・申込条件：大会参加者
- ・研究大会当日の6月2日(金) 宿泊希望の方は別途弊社までお問い合わせください。
- ・宿泊は部屋数に限りがございますので、お早めにお申込下さい。
- ・宿泊券はございません。当日チェックインの際にお名前をフロント係へお伝えください。

地区	ホテル名	食事条件	部屋タイプ (洋室 バス・トイレ付)	旅行代金 (一人当たり)	会場からのアクセス
鹿角市	ホテルガーデンかわむら	1泊 朝食付	シングル(禁煙・喫煙おまかせ)	¥ 9,000	車で約3分 徒歩約4分(約300m)
			ツイン2名1室利用 (禁煙・喫煙おまかせ)	¥ 8,000	
大館市	ホテルルートイン 大館駅南 (ホテルから 無料朝食が提供されます)	1泊 食事 なし	シングル(喫煙)	¥ 8,000	車で約50分
			シングル(禁煙)	¥ 8,000	
			ツイン2名1室利用(喫煙)	¥ 7,000	
			ツイン2名1室利用(禁煙)	¥ 7,000	
大館市	ロイヤルホテル大館	1泊 朝食付	シングル(禁煙)	¥ 9,000	車で約50分
			シングル(喫煙)	¥ 9,000	

<ご旅行代金（宿泊プラン）について>

近畿日本ツーリスト株式会社 秋田支店が旅行企画・実施する募集型企画旅行になります。

※1泊朝食付(ホテルルートイン大館南は1泊食事なし：ホテルから無料朝食が提供されます)、  
客室は洋室シングル（1名1室利用）・ツイン（2名1室利用）にてご案内いたします。

※他施設からの申込者様との相部屋の設定はお受けしておりません。

※最少催行人員 1名

※添乗員は同行いたしません。

○旅行代金に含まれるもの

①宿泊代金 / ②食事代金（食事付プランの場合）・消費税等諸税・サービス料

○旅行に含まれないもの

上記以外は旅行代金に含まれません。通常必要となる個人的性格の費用は含まれません。

※個人的性格の費用(例)

・飲食代・クリーニング代・電話代など・傷害・疾病に関する医療費・任意の旅行傷害保険代

**(5) 変更・取消料について**

◆お客様のご都合により変更取消される場合は、旅行代金に下記の取消料を乗じて算出した取消料を申し受けます。研究大会終了後に振込清算させていただきます。

◆お申し込み後の変更・取消は、必ずFAXにて当社へご連絡ください。

お電話での変更・取消は、聞き間違い等のトラブルの原因になりお受けできかねます。

◆変更・取消料

受付は、当社営業日営業時間内（9:30～17:30）とさせていただきます。（営業時間外の申出は翌営業日の取り扱いとなります。）

① 昼食について

取消日	取消料
1) 5月26日以前の解除	無料
2) 5月27日以降の解除	100%

② 参加費について

4月21日（金）以降の取消しにつきましては、後日資料をお送りし、返金は致しません。  
予めご了承下さい。

③ 宿泊について（6月1日宿泊）

取消日	取消料
1) 5月11日以前の解除 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目以前の取消)	無料
2) 5月12日～5月24日までの解除 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目から8日目までの取消)	20%
3) 5月25日～5月30日までの解除 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消)	30%
4) 5月31日の解除(旅行開始日の前日)	40%
5) 6月1日(旅行開始日当日(旅行開始前))	50%
6) 6月1日(旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合)	100%

## (6) お支払い方法について

●請求書は5月17日(水)頃を目途にご郵送いたします。

●振込期限：5月26日(金)

・支払方法は銀行振込のみとなります。

※振込手数料はお客様負担にてお願いしております。

・銀行振込の際の依頼人名は「予約番号のハイフン前4桁+施設名」をご入力ください。

例) 予約番号「PA123456789-123」の場合 ⇒ 6789キンキエンと入力下さい

予約番号は、お申込み後に配信されるメール文面内やマイページに記載があります

※お振込みの際に「予約番号のハイフン前4桁+施設名」を入力できなかった場合は、

弊社までご連絡くださいますようお願いいたします。

## (7) お申込み・お問い合わせ先 (大会参加・昼食・宿泊)

### 近畿日本ツーリスト株式会社 秋田支店 「第51回秋田県保育研究大会」係

〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル2階 TEL: 018-896-4890 FAX: 018-896-4922

営業時間/9:30~17:30 (月~金 / 土日祝日休業) 担当: 小野・千葉

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

#### 【旅行企画・実施】

近畿日本ツーリスト株式会社 秋田支店

観光庁長官登録旅行業第 2053号

JATA 正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員



旅行業公正取引  
協議会 会員



総合旅行業務取扱管理者: 小野 亨

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引の責任者です。このご旅行のご契約に関し、担当者からのご説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行条件算出基準日: 2023年3月6日 登録番号#6044-23-03-0004

# ご旅行条件書（国内旅行）

## ■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込書を所定の口座にお振込みください。
  - \* 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要で、申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

## ■ウェイトイングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイトイング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェイトイング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイトイング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

## ■申込条件

- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出てください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺ひし、又は書面でもそれらを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し、一部のコースを除きます。）
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

② 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。

③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。

④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

6) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

- ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると思われるとき。
- ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④ お客さまが流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

## ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、① 一人部屋追加代金、② 延泊による宿泊代金などをいいます。

## ■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

## ■旅行契約内容・代金の変更

- 1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- 2) 複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

## ■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

## ■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

- ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## ■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例外）

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しないとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は13日目）に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を期日までに支払いいただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
- ④ ⑤ 病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤ お客様が■申込条件⑥①から④のいずれかに該当することが判明したとき

## ■当社の責任

当社はお客様または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## ■特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われなない旨が明示された日については、日程表にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約における変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

## ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利/義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## ■お客様の支費

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

## ■事故等のお申出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

## ■個人情報の取扱いについて

※E U在住の方はお問い合わせください。

イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきますが、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便に係る個人情報、電子的方法等で免税店等の事業者へ提供いたします。

ロ. 当社は、旅行中に帰病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客様に帰病があった場合で連絡先の方へ連絡が必要であると当社が認めた場合で使用させていただきます。

ハ. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

## ■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。